

Green Value Chain促進ネットワーク設立規約

(旧 脱炭素経営促進ネットワーク設立規約)

第1条 (ネットワークの目的)

Green Value Chain促進ネットワーク (以下、GVCネットという) は、バリューチェーン全体での脱炭経営促進に向けて、パリ協定に整合する温室効果ガス (GHG) 排出量削減を目指して目標設定や削減実行を進めるもしくは目指す企業、これらの企業の脱炭素化を支援する支援機関、GHG排出量算定、診断、第三者認証等ソリューションを提供する専門機関等のネットワークによる支援体制構築を行い、脱炭素化に向けて取組む企業を増加させるとともに、脱炭素と企業の成長を促進させることを目的とする。

第2条 (規約の適用)

この規約 (以下、本規約という) は、GVCネットの活動 (第5条に定義)、GVCネット会員 (第4条に定義) 間及びGVCネット会員とGVCネット事務局 (第3条に定義) との関係の一切に適用される。

第3条 (GVCネットの運営)

- 1 GVCネット運営はGVCネット事務局 (以下、事務局という) が行う。
- 2 事務局は環境省地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室、または委託を受けた事業者が担当する。

第4条 (GVCネット会員)

- 1 GVCネット会員は、「企業会員」、「支援機関・専門機関会員」に分類され、この2分類の会員を総称してGVCネット会員とする。
- 2 「企業会員」は、次の各号の会員要件に適合する企業で、本規約に同意することを記した所定の申請書を事務局に提出し、事務局が参加を認めた企業を会員とする。

(1) 下記の参加コミットメントに同意すること。

企業会員コミットメント>

GVCネットに参加する企業会員は、以下の取組みを実施する。

- ・ パリ協定に整合する中長期の削減目標の設定及び脱炭素化を目指す。
- ・ 気候変動をビジネスの機会と認識し、解決に資する事業展開を目指す。
- ・ バリューチェーン全体の排出量の削減に向けて、企業間での課題共有、連携を目指す。

(2) GVCネット会員間での担当者の連絡先の共有に同意すること。

(3) GVCネット参加によって知り得た情報について、情報提供者の許可なく発表、公開、漏洩しないことに同意すること。

- 3 「支援機関・専門機関会員」は、次の各号の会員要件に適合する企業、またはその他法人などで、本規約に同意することを記した所定の申請書を事務局に提出し、事務局が参加を認めた企業、またはその他法人などを会員とする。

(1) 下記の参加コミットメントに同意すること。

<支援機関・専門機関会員コミットメント>

GVCネットに参加する支援機関・専門機関会員は、脱炭素経営を進める企業、特に中小規模事業者を支援する金融機関、商工会議所等経済団体、その他専門性を有する企業・機関を想定しており、以下の取組みを実施する。

- ・ GHG排出量削減を目指す企業に対しての支援内容を含むアクションプランを作成する。
- ・ 地域ぐるみでの脱炭素化に向けての支援体制構築に努める。

(2) GVCネット会員間での担当者の連絡先の共有に同意すること。

(3) GVCネット加によって知り得た情報について、情報提供者の許可なく発表、公開、漏洩しないことに同意すること。

第5条 (GVCネットの活動)

- 1 GVCネットは、企業間でパリ協定に整合する目標設定や目標の達成に向けた取組みや地域ぐるみでの脱炭素化に向けての取組み、またはこれらに係る課題解決に向けて取組む。
- 2 前項を進めるため、事務局からの最新の関連動向等の情報提供や企業の取組の紹介、ソリューション提供事業者の活動紹介等のための勉強会を開催する。
- 3 事務局は、GVCネットの活動内容や、GVCネット会員の設定した目標や取組内容、ソリューション等について環境省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」（以下、環境省GVCサイトという）を通じて情報発信を行う。
- 4 GVCネット会員は、勉強会での情報提供や環境省GVCサイトでの情報発信について、可能な限り事務局に協力する。
- 5 GVCネットの活動については、事務局により年度毎に見直しを行う可能性がある。

第6条 (権利の帰属)

- 1 GVCネット会員の情報発信に関して、GVCネット会員から提出された資料等の著作権については、提出者に属するものとする。ただし環境省GVCサイトにおいて公開された情報については、環境省ホームページの著作権に関する規定に則り、原則として二次利用を許諾されたものとして扱う。
- 2 環境省GVCサイトにおいて公開するGVCネット会員が著作権を有する資料等について、二次利用を許諾しないものについてはGVCネット会員から事務局に申請し、事務局が認めたものについては二次利用を許諾しない掲載物として環境省GVCサイトに掲載する。
- 3 事務局からGVCネット会員に提供された資料等の情報については、第三者が権利を有するものを除き、環境省、または環境省から委託を受けた事業者に属し、GVCネット会員は社内利用（連結の子会社も含む）に限り非独占的使用権を許諾されるものとする。

第7条（秘密の保持）

GVCネット参加によって、他者から秘密情報として指定された情報を得た場合は、自社の規定や法令に沿って秘密の保持を行う。

第8条（担当者・参加者）

- 1 GVCネット会員は、事務局の定める方法により当該会員における担当者を届出る。
- 2 GVCネット活動に関する参加者の資格は、会員である法人の役員、または職員である者に限るものとする。ただし、担当者から第三者の参加について申出があつて、事務局が認めた場合はこの限りではない。
- 3 GVCネットに関する参加者の行動については、所属する会員である法人が一切の責任を負うものとする。

第9条（変更の届出）

GVCネット会員は、事務局に届出た法人名や担当者等の登録情報に変更が生じた場合、速やかに事務局に届出るものとする。

第10条（費用負担）

- 1 GVCネットへの参加に関わる費用は、無料とする。
- 2 GVCネット会員のGVCネットに関する活動内容の実施に要する交通費等の一切の実費は、自らが負担するものとする。

第11条（免責）

- 1 GVCネット会員は、当該会員自らの活動内容の実施についての行為とその結果について一切の責任を負うものとし、事務局に活動内容の完全性、正確性、適用性、有用性等に関し何らの保証も求めない。
- 2 GVCネット会員は、当該会員自らの活動内容の実施に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。

第12条（GVCネット会員資格の取消し）

GVCネット会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、事務局は催告なくネットワーク会員としての資格を取消すことが出来る。

- (1) 事務局や他の会員に対して虚偽の事実を申告した場合。
- (2) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特別調停その他倒産関連処方に基づく申立てを受け、または自ら申立てた場合。もしくは、私的整理を開始した場合。
- (3) GVCネットやその活動内容の名誉、または信用を著しく損なう行為があつたと認められる場合。

- (4) 本規約の重大な違反行為があった場合。
- (5) その他、事務局が会員として適当でないと判断した場合。

第12条の2

- 1 GVCネット会員は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを暴力団員等という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して暴力団員等と知りながら資金等を提供し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員、または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 GVCネット会員は、第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計、または威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。
- 3 事務局は、GVCネット会員が前各項に違反し、または第1項の規定に基づく表明および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明するなど、GVCネット会員として不適切である場合、何らの催告なしに直ちにGVCネット会員の資格を取り消すことができる。
- 4 事務局は、前項の規定によりGVCネット会員資格を取り消した場合、相手方に損害が生じても、何らこれを賠償、または補償することを要しないものとする。

第13条（退会）

GVCネット会員は、事務局に退会を申出て事務局から認められた場合、ネットワークの退会をすることが出来る。

第14条（規約の変更）

- 1 事務局は、GVCネットの運営上必要が生じた場合、予告なく本規約を変更することが出来る。
- 2 事務局は、規約を変更した場合GVCネット会員に速やかに周知する。

第15条（準拠法、合意管轄）

- 1 活動内容に関する準拠法は日本法とする。

- 2 活動内容に関するGVCネット会員と事務局との間の争いについては、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（信義誠実）

本規約に定めのない事項、または本規約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、GVCネット会員、事務局共に誠意をもって協議し、信義に則して解決する。

附則

本規約は平成30年6月27日に制定され、同日より実施する。

以 上

<変更履歴>

2018年6月27日	制定
2019年1月23日	ネットワーク名称と関連用語の変更
2019年6月25日	ネットワーク会員要件、事務局情報の権利の帰属、関連用語WEBサイトの呼称変更
2020年8月1日	第4条2(1)の変更
2023年4月1日	ネットワーク名称と会員要件・呼称変更